

令和6年度 滋賀県中学校体育連盟育成・強化対策事業 実施要項

1 目的

全国中学校体育大会および滋賀県中学校体育連盟が主催・主管する大会等で優秀な成績をあげるとともに、国民スポーツ大会実施種目の一部においても中学生が参加できることから、本県中学生の体育・スポーツの振興と競技力向上のため、滋賀県中学校体育連盟が実施する事業に対して、その経費の一部を補助し、スポーツの振興に寄与する。

2 主催

滋賀県競技力向上対策本部 滋賀県中学校体育連盟

3 事業内容

(1) 育成・強化対策事業

(ア) 一般強化事業

県内優秀校・地域クラブ活動・優秀選手を対象に、県内（ホッケー・スキー専門部は県外を含む）での合同練習会や合宿等を専門部が年間通して実施し、競技力の向上と全県的な競技の普及を図る。

(イ) 学校・地域クラブ活動指定強化事業

近畿大会や全国大会に向けて、活躍が期待できる学校（個人）・地域クラブ活動を指定し、強化合宿や県内・県外遠征等で強化を図る。また、強化に必要な競技用具等を整備し、より効果的な練習環境を整えることで競技力の向上を図る。

原則として実施年数は1年間とするが、実施期間や指定数及び実施内容等は各専門部の方針によるものとする。

(2) 未普及競技の育成・強化

未普及競技（専門部がない競技等）については、事務局が競技団体と連携し、競技力の育成・強化の支援および普及を図る。

(3) 組織強化

(ア) 指導者講習会・研修会事業

県内・外の優秀な指導者や全国的な研修会等に参加した指導者を講師に迎え、指導方法や規定・ルール等について研修会等を実施し、県内指導者の指導力の向上、審判員・競技運営役員の資質の向上を図る。

(イ) 運動部活動指導者養成研修会事業

県内各中学校の運動部指導者を対象に、近畿・全国大会や研究発表大会等へ研修派遣し、より高度で最新の指導方法や規定・ルールの改定、部活動のあり方等についての研修を深め、終了後に県内の指導者に伝達することにより、指導力の向上を図る。

4 期間

令和6年4月1日から令和7年2月28日までとする。

補助期間については、やむを得ない事情のある場合は別途協議する。

5 事業に要する経費

(1) 各専門部の事業の実施に要する経費については、滋賀県競技力向上対策本部「中学校体育連盟育成・強化対策費補助金」の予算内で補助する。

(2) 補助金の交付方法については、滋賀県中学校体育連盟会長が別に定める。

(滋賀県中学校体育連盟育成・強化対策費補助金交付要綱)